

## 第 18 回チーム医療推進会議における委員の主なご意見

### 【特定行為に係る看護師の研修制度の制度化について】

- 診療の補助にグレーゾーンがあるために、現場の看護師は違法行為を行っているかもしれないというリーガルリスクを負っており、法律的手当が必要
- 医療の質が変わってきて業務内容に疑問を持っている状況であり、業務の範囲を明確化するため法制化が適当。看護師の能力を標準化させる研修制度により、安心な業務が可能となる
- 高齢化や在宅医療のニーズが高まる中、看護師が行う行為と教育を法制化することは必要。また、法制化により、研修を受けていない看護師が医師の指示を拒否する根拠になり、患者と看護師の安全を守ることができる
- 看護師の研修制度に国が関与することで、患者にとって、より安全で安心なシステムとなる
- 時間をかけて議論をしても、委員の意見が一致することは不可能。今後どのように議論を進めるか、まとめる段階にきている
- 特定行為のなかに医師が行うべき絶対的医行為（A行為）が含まれている。この点は認められない。医師が看護師をコントロールできる範囲、看護師が行う診療の補助の範囲内での行為における質の向上は歓迎する。看護師の研修制度創設ではなく、日本看護協会の認定看護師や、専門看護師で足りる
- 専門看護師や、認定看護師を勘案した議論が進められていない
- 特定行為の中にはC行為が含まれており、グレーゾーンの行為に対する教育も通知で行うことが可能
- 特定行為をどこでどのように教育を行うのか明確でなく、法制化は拙速。
- 法制化をしなければ、すべての看護師を想定した教育と行為に限ることになるが、今回の議論はそれでは整理がつかないということで始まっている。制度化は、特定行為があることが確認できれば大枠を決めることができる
- 日本看護協会は、看護職を代表する組織として本制度の普及に全力で取り組む
- 養成数や特定行為の領域等については審議会において慎重な議論が求められる

### 【「特定行為に係る看護師の研修制度について（案）」（報告書案）について】

- 研修制度案に、研修の枠組みの審議の進め方について等の追記をすべき
- 法制化が制度の目的に資するように、憂慮される点の担保や、議論の中身を記載すべき
- 意見の違いがあるということを少し丁寧を書くべき
- 両論併記といえども、議事録のように意見を併記するのではなく、どういった懸念があったといった記載とすべき

### 【今後の検討課題】

- 各医療職の相互的な「乗り入れ」があつて、現在の医療は成り立っている。すべての身分法は一貫通貫的に直さなくてはならない
- 厚労科研で、現在の状況に合わせた医療現場における医行為の分類や、位置づけについての研究を実施してほしい